

練情審査発第 24 号

平成 16 年 2 月 16 日

練馬区長 殿

練馬区情報公開および個人情報保護審査会

公文書非公開（不存在）決定に対する異議申立ての審査について
（答申）

平成 15 年 9 月 17 日付け練総情発第 82 号で諮問（諮問第 40 号）を受けた『 保育園 「練馬区立 中学校屋内運動場耐震補強他および保育所分園設置工事」のフローリング材接着剤の安全データシート』の非公開（不存在）決定に対する異議申立てについて、当審査会は、審査の結果を別紙のとおり答申いたします。

（答申第 23 号）

答申書（答申第 23 号）

1 審査会の結論

練馬区長（以下「実施機関」という。）が、平成 15 年 6 月 17 日付け受付番号第 24 号で行った『 保育園 「練馬区立 中学校屋内運動場耐震補強他および保育所分園設置工事」のフローリング材接着剤の安全データシート』（以下「本件公文書」という。）に係る公文書公開請求について、不存在を理由とする非公開決定（以下「本件処分」という。）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号。以下「条例」という。）上、適法かつ妥当であり、取り消す必要はない。

2 異議申立人の主張とその要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 15 年 6 月 6 日に行った本件公文書の公開請求に対し、平成 15 年 6 月 17 日付けで実施機関が行った本件処分の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

実施機関は、異議申立てに係る公開請求の対象となった本件公文書について、安全データシート（以下「MSDS」という。）提供の根拠となっている「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。以下「PRTR 法」という。）およびその具体的方法を規定した「特定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 401 号。以下「本件省令」という。）の施行は平成 13 年 1 月 1 日であり、当該保育園設置工事完了後のため本件公文書の提供を受けていないとの理由により本件処分を行った。

これに対し、異議申立人が異議申立書において主張する本件異議申立ての理由は、つぎのとおり要約される。

ア MSDS は求められたら公開すべきものである。区役所に不存在であれば、業者に提出を求め入手した上で、公開すべきものである。

イ 処分の根拠とされた法令は平成 13 年 1 月 1 日付けで施行されると定められている。しかし平成 12 年 12 月 22 日に公布されたものである。当該施設は、12 月 25 日に引き渡されている。少しの間ではあるが、公布後に引き渡されていることを考慮すべきである。

ウ 他のシックスクール問題がおこった学校では、保護者に MSDS を公表している。練

馬区においても公表の義務があると考える。

エ 異議申立人の発症は、保育園の建物、ベッドに深く関係がある。区は労基署の調べに対し、悪いものは使用していない、と答え建築仕様書などを提出していない。しかし、最近学校の建築において、普通に使用されているペンキなどが原因で、全国各地にシックスクール症候群が発症し、社会問題となっている。練馬区では、そのような危険なものを使用していないとする証明が必要ではないか。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、MSDS の概要および本件公文書を不存在とした経緯についてつぎのように説明している。

(1) MSDS について

MSDS は、PRTR 法に基づき指定化学物質等を譲り受け、または提供を受けた事業者等において当該指定化学物質等を適正に管理し、化学物質による環境保全上の支障が生ずるのを未然に防止することを目的としている。

(2) 本件公文書に係る工事の経過について

ア 本件公文書に係る「練馬区立 中学校屋内運動場耐震補強他および保育所分園設置工事」(以下「本件工事」という。)は、平成 11 年 11 月から設計を行い、翌年の平成 12 年 6 月 12 日から工事を開始し、同年 12 月 13 日に工事完了、同月 15 日に検査終了し、建物の引渡しを受けた。

イ なお、本件工事中フローリングに関する部分については平成 12 年 11 月 24 日頃行ったものである。

(3) 本件公文書の不存在理由について

MSDS の提供が義務付けられたのは本件工事終了後であり、実施機関は本件公文書を取得しておらず、存在しないものであり、また指定化学物質等取扱事業者において本件公文書について提供がなされなかったことにも相当の理由があるといえる。

(4) 本件公文書の取寄せ義務について

ア 条例第 2 条第 2 項では条例の対象となる「公文書」について、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画(略)であって、当該実施機関が管理しているものをいう、と規定する。また、条例第 11 条第 2 項は、実施機関が公開請求に係る公文書を管理していないときは、不存在による非公開決定をすべきこととしている。

イ 以上のことから、条例は、実施機関に請求のあった公文書に対して公開または非公開(不存在を含む。)の決定を義務付けているものであり、管理していないものを

取り寄せて処理することは義務付けていないと解するのが相当であり、本件公文書について実施機関には条例上取寄せ義務はないと考えるものである。

4 当審査会の判断理由

当審査会の審査結果は、つぎのとおりである。

(1) 判断に当たっての前提

ア 当審査会は、練馬区情報公開および個人情報保護審査会条例（平成 12 年 3 月練馬区条例第 81 号）第 1 条の規定に基づき設置されたもので、実施機関による公文書非公開決定に対し異議申立てがあった場合において、条例第 18 条の規定に基づき実施機関の諮問に応じ、その非公開決定が条例の解釈運用を誤ったものであるか否かについて審査して実施機関に答申する機関である。したがって、当審査会は、本件処分の是非を、あくまで、条例に則して判断するものである。

イ 本件諮問事案は公文書の不存在による非公開決定を審査するものであり、その審査方法については当審査会における答申第 20 号の例により本件公文書の存否の事実認定と法令解釈の観点から行った。

(2) 本件公文書について認定した事実

ア 審査会は、本件公文書の存否および本件工事の工程を確認するため、本件工事に係る起工書等関係図書の提出を実施機関に求めたところである。その内容を検分した結果、本件公文書または MSDS に相当する書類はどこにも添付されていないことを確認した。また、異議申立人は異議申立書において当該建物が平成 12 年 12 月 25 日に引渡しを受けている旨主張するが、本件工事は平成 12 年 12 月 15 日に検査を終了し、建物の引渡しを受けたことが確認できたものである。

イ また、本件工事について審査会は、揮発性有機化合物対応製品の使用を実施機関が現場において指示したことを確認した。

ウ したがって、本件公文書については、平成 13 年 1 月 1 日に施行された PRTR 法および本件省令との関係でいえば、本件工事終了時には本件省令は公布されておらず、MSDS の提供義務がなかったことが認められるものである。同時に本件工事の工程については、実施機関が非公開理由説明書で説明した内容と相違ないことも確認したところである。

(3) 本件公文書の取寄せ義務について

ア 以上のように、本件公文書について実施機関は取得しておらず、よって不存在を理由とする非公開決定を行ったものである。この本件公文書の未取得による不存在については異議申立人も承知しつつ、むしろ本件公文書を実施機関は取り寄せて公

開すべきであると主張している。そこで、条例上実施機関には本件公文書の取寄せ義務があるか否かについて判断する。

イ 条例第 2 条第 2 項は『「公文書」とは、実施機関の職員が作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録（略）であって、当該実施機関が管理しているものをいう。』と規定する。この規定は、公文書の概念を明らかにするとともに、この条例の対象となる公文書の範囲を定めたものでもある。すなわち、条例の対象となるのは、実施機関が作成または取得した文書であって、管理しているものと要約できる。

ウ また、条例第 7 条は『実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書につき各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。』と規定して、公開請求に対する実施機関の公開義務を明らかにしている。

エ さらに、条例第 11 条第 2 項は『実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、および公開請求に係る公文書を管理していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。』として、請求対象の公文書が存在しない場合には非公開決定を行うよう規定している。

オ 他方、条例の他の規定をみても、公開請求を受けた実施機関に、公開請求に係る公文書を他から取り寄せて公開決定等を行う義務を定めたものはない。

カ 以上のことから条例上実施機関に義務付けられているのは、公開請求に対して実施機関が管理する公文書が存在する場合には非公開情報を除き公開決定をし、管理する公文書が存在しない場合には非公開決定をなすことであり、公開請求に係る公文書を取り寄せる義務は条例上ないものと判断する。

キ 実施機関が管理しない公文書について取寄せを義務付けることは実施機関に過度の負担を負わせるとともに、現実的な対応として極めて困難なものである。異議申立人は本件公文書の根拠となった本件省令の公布時期と本件工事完了時期との近接を理由として挙げているが、本件工事中フローリング部分に関する工事は本件省令公布前に既に行われており、本件に関してその当時 MSDS が事業者から提供されなかったことはやむを得なかったと考えられるものである。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件公開請求に係る公文書が実施機関において存在すると認める理由はなく、また、公開請求に係る公文書を他から取り寄せて公開決定等を行うべき

義務はないので、不存在を理由とした非公開決定は妥当であると認めた。

以上のとおりであるので、当審査会は、実施機関が行った本件処分は取り消す必要はないものと判断する。

5 審査会の処理経過

本件異議申立てに関する当審査会の主な処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

【別紙】

審 査 年 月 日	処 理 経 過
平成15年7月23日	・異議申立書の受理
9月17日	・練馬区長（実施機関）から諮問
11月19日 （第2期第15回審査会）	・本件異議申立てについて審査手続開始決定 ・実施機関の本件異議申立てに対する説明と審議
11月21日	・実施機関へ非公開理由説明書の提出要求
平成16年1月 9日	・非公開理由説明書を受理
1月19日 （第2期第17回審査会）	・関係図書の検分および非公開理由説明書の審査 ・争点の審査
1月23日	・異議申立人に非公開理由説明書を送付
2月16日 （第2期第18回審査会）	・答申内容の検討および答申文の作成 ・練馬区長（実施機関）への答申